

埼玉県文化振興基金寄附金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県文化振興基金に基づく寄附金の事務取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金)

第2条 寄附金とは、文化の振興のために広く一般からなされる寄附で、その用途について、特に指定のないものをいう。

(寄附金の受け入れ)

第3条 寄附金の受け入れは、別に定める要領により、随時、行うものとする。

(寄附者名簿)

第4条 文化振興課長は、基金にかかる寄附者名簿を備え、所用の事項を整理しておくものとする。

(協力証)

第5条 文化振興課長は、寄附があったときは、別に定める交付基準により、寄附者に対し様式第1号の協力証を交付するものとする。

(公表)

第6条 文化振興課長は、寄附者について、随時、適切な方法により公表することができる。

(感謝状の贈呈)

第7条 寄附者については、別に定める要領により、感謝状の贈呈を行うものとする。

(寄附金事務の担当課)

第8条 寄附金に関する事務は、文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の取扱い等に関し必要な事項は、文化振興課長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。